

この依頼書は、新規の申し込み専用です。

この依頼書は、守谷市役所へ郵送、もしくは守谷市役所納税課に持参する場合に限りご利用できます。

金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局窓口では受付できません。

○申込方法

- ・表裏白色日本工業規格A4サイズ普通紙に黒色で印字してください(感熱紙及びロール紙は不可)。拡大、縮小及び記載内容は改ざんしないでください。
- ・記入例を参考のうえ、太枠内に記入・口座届出印を押印してください。
記入にあたっては、黒ボールペンで記入してください。(鉛筆、パソコンでの入力不可)
- ・市販の封筒に、必要事項を記入し押印済みの依頼書を入れてください。
- ・封筒に送付先を記入し、84円切手を貼り、郵便ポストに投函してください。

○取扱い種目

この依頼書で口座振替ができる種目は、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)、市民税・県民税(普通徴収)、後期高齢者保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、保育所保育料、保育所給食費、児童クラブ保育料、放課後子ども教室参加費、心身障害者扶養共済掛金、市営住宅家賃(ゆうちょ銀行を除く)です。

○口座振替(自動払込)のできる金融機関

常陽銀行、筑波銀行、三井住友銀行、茨城県信用組合、みずほ銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、中央労働金庫、千葉銀行の本店・全支店、茨城みなみ農業協同組合(各支店)、ゆうちょ銀行・郵便局

○申込期限と振替(払込)日

振替日は納付期限となります。

お手元の納税通知書で納付期限をご確認ください。

振替依頼書が市役所に届いた翌月末以降の納付期限のものが、口座振替開始となります。

連休や年末年始前は、事務の都合で申込期限が早まる場合がございます。

希望された納期に間に合わなかった場合は、希望された納期の次の納期から口座振替(払込)を開始します。

また、振替開始日が未記入の場合は、振替依頼書が市役所に届いた翌月の納期から期別で口座振替(払込)を開始します。

※ゆうちょ銀行については自動払込利用申込書が市役所に届いた翌々月の納付期限のものから振替開始になります。

○送付先

〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950-1

守谷市役所納税課 口座振替担当者行

[守谷市市税等口座振替依頼書\(自動払込利用申込書\) 様式](#)

[守谷市市税等口座振替依頼書\(自動払込利用申込書\) 記載例](#)

[申込者控え](#)

○申込者控え

依頼書の受付通知は送付いたしませんので、依頼書をコピーするか依頼内容をメモしてお手元に保管ください。

(控え用)

申込日		令和	年	月	日
金融機関名	銀行	支店	預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号・通帳記号番号					
納入義務者	口座名義人				
固定資産税・都市計画税	全納 ・ 期別	軽自動車税	全納		
国民健康保険税	全納 ・ 期別	市民税・県民税	全納 ・ 期別		
介護保険料	全納 ・ 期別	後期高齢者医療保険料	全納 ・ 期別		
保育所保育料 ・ 保育所給食費 ・ 児童クラブ保育料 ・ 放課後子ども教室参加費					
心身障害者扶養共済掛金 ・ 市営住宅家賃					

【約 定】 ゆうちょ銀行は除く

1. 預貯金の支払い手続きについては、当座勘定規定又は預金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などをいたしません。
2. 振替日において、指定預金口座の残高が納付通知書記載の金額に満たないときは、私に通知することなく、納付書を返却されても異議ありません。
3. この口座振替契約は、口座振替廃止届を提出するまで有効です。
なお、守谷市が必要と認めた場合は、口座振替を解除されても異議はありません。
4. この口座振替契約は、貴店（組合）が相当の事由により必要と認めた場合は、私に通知することなく解除されても異議ありません。
5. 振替に伴う領収書の発行は請求しません。
6. 口座振替依頼種目等について市より還付が生じた場合は、依頼口に振替してください。
7. この口座振替についてどのような紛議が生じても貴店（組合）に迷惑はかけません。

※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。